

2019年 OECD 製品リコールに関する国際共同啓発キャンペーンについて

2019年10月21日

経済産業省

経済協力開発機構（OECD）では、毎年異なるテーマで『国際共同啓発キャンペーン』を開催し、OECD 加盟国及び非加盟国が協力して国際的な製品安全に係る懸念について、協調して普及啓発を行っています。本年は、2019年10月21日から25日までの製品安全週間に合わせ、「製品リコールに関する国際共同啓発キャンペーン」を実施しています。

今回のキャンペーンは、以下の2つを目的としております。

- (1) 消費者のリコール製品への対応を促すこと
- (2) 事業者が製品リコールについて消費者に効果的に伝えること

効果的なリコールを実施するため、OECD から事業者への以下のリコールに関するメッセージを発信しております。リコールの実施にあたっては、メッセージの内容を踏まえ、取り組んでください。

OECD からリコールに関する事業者へのメッセージ

あなた方の会社が消費者からリコール製品を隔離するよう **CARE**（心がけて）していることを明示しましょう。

Clear（明らかにする）

- ・リコール製品とその製品が持つリスクに対する明確な情報提供を行いましょう。
- ・消費者がリコール品回収に参加できるよう、明快な情報伝達を行いましょう。

Accessible(情報にアクセスしやすい)

- ・リコール情報を消費者が簡単に見つけやすいようにしまししょう。
- ・消費者があなたの企業にコンタクトする手段を提供しまししょう。
- ・消費者がリコール製品を登録する方法を簡単にしまししょう。

Resolve（解決策の提示）

- ・消費者に実用的で不便を感じさせないような救済策を提供しまししょう。
- ・製品リコール情報の反響をモニターし、必要があれば対処方法を改定しまししょう。

Engage（従事する）

- ・利害関係者（商品流通会社等）と調整を行い、メッセージの発信に協力しまししょう。
- ・消費者にリコール参加の動機付けとなるインセンティブ（報奨）を提供しまししょう。
- ・消費者に広く警告するために様々な情報伝達ツールを活用しまししょう。

なお、リコールの具体的な実施については、経済産業省のリコールの手続きについてのウェブサイトとリコールハンドブック 2019 をご参照ください。

- 経済産業省製品安全ガイド（リコール手続き）

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/09-2.html

- 経済産業省リコールハンドブック 2019

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2019_all.pdf

◆関連資料

- 経済協力開発機構（OECD）「Global awareness campaign on product recalls」

<http://www.oecd.org/sti/consumer/product-recalls/>

「製品リコールに関する国際共同啓発キャンペーン」の広報サイトです（英文）。

- 消費者庁公表資料「自宅にある製品、リコールされていませんか？ーリコール対象の製品で火災等の重大事故が毎年発生していますー」

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/017285/>

消費者庁の発表資料の別紙に OECD が発出した「製品リコールに関する国際共同啓発キャンペーン」のメッセージを仮訳したものがああります。

<お問い合わせ先>

OECD のキャンペーンについて

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

電話：03-3501-4707

担当：木地本

リコール手続き、リコールハンドブックについて

経済産業省 産業保安グループ 製品事故対策室

電話：03-3501-1707

担当：橋爪、山中